

2025 年「日本秋祭 in 香港－魅力再発見－」イベント募集要項

2025 年 6 月

「日本秋祭 in 香港」実行委員会

1. 「日本秋祭 in 香港」の概要

(1) 「日本秋祭 in 香港－魅力再発見－（以下、「日本秋祭 in 香港」）」とは、香港において 10 月から 11 月を中心に、日本や香港の関係者による日本関連の各種イベントを集中的に行う催しです。2016 年に開始され、昨年まで 9 回開催されてきました。今年も第 10 回目を開催します。

(2) 認定イベントについては、「日本秋祭 in 香港」公式ロゴマークを使用できるとともに、特設ウェブサイト上で広報等を行います。

なお、公式ロゴマーク以外の秋祭実行委員会構成・参加団体のロゴマークについては、各団体より個別の許可を得ない限り使用できません。



特設ウェブサイト：<https://japanautumnfesinhk.net/>

「日本秋祭 in 香港」
公式ロゴマーク

2. イベント募集の概要

(1) 募集対象イベント

原則として、2025 年 10 月 1 日(水)―11 月 30 日(日)の間に全部ないし一部が香港で実施される文化・芸術、スポーツ、セミナー・教育関連、F & B (Food and Beverage) 及びキャンペーン等のイベントであり、かつ、「日本の文化やモノ・サービスを積極的に受け入れている香港に感謝の意を表明し、日本の魅力をもっと知り、楽しむ機会を提供する」という開催趣旨に沿ったイベントであること。(ただし、実施期間については下記(3)もご参照下さい。)

(2) イベントの実施主体

実施主体は問いません。日本の文化団体、学校、企業及び地方自治体、並びに香港及び第三国・地域の同様の組織、その他いかなる組織であっても、イベントの実施主体となることができます。

実施主体の方は、応募フォームの提出と併せて、団体の定款、企業の事業報告書、組織のパンフレット等、団体等の概要がわかる資料の提出をお願いします。

(3) イベントの実施期間

上記(1)のとおり、原則として 2025 年 10 月 1 日(水)―11 月 30 日(日)の間に全部ないし一部が実施されるイベントを募集対象とします。実施期間の一部が

上記の期間と重なるイベントについては、イベントの全体を応募していただくことも、期間が重なる部分のみを応募していただくこと（例えば、複数回に分けて実施されるイベントである場合、期間内の部分のみを応募）も可能です。

ただし、上記の期間外のイベントであっても、公式ロゴマークの使用等、総領事館による協力事項（下記3. 参照）が適用できる場合もあります。そのようなご希望があるイベントにつきましては、下記5. のお問合せ窓口まで個別にお問合せ下さい。

（４）有償のイベント、収益があるイベントの取扱

入場券を販売する等の参加が有償であるイベント、即売会等収益があるイベントも歓迎します。

（５）認められないイベント

以下のいずれかに当てはまるイベントは認定しません。

- （ア） 政治的、宗教的な主張の表明や宣伝意図を有する、又は特定の政治的、宗教的立場を誹謗中傷する内容を含むイベント。
- （イ） 成人向けコンテンツを含むイベント。
- （ウ） その他、公序良俗に反する内容、第三者の権利を侵害するおそれのある内容を含むイベント。
- （エ） 香港又は日本の法令等に反するおそれのあるイベント。

（６）総領事館への協力をお願いしたい事項

イベントの実施主体の方には、以下の点で総領事館へのご協力をお願いします。

- （ア） イベント終了後、参加者数、予算規模、成果等に関するアンケートへの回答。
- （イ） その他、総領事館より照会、依頼ある事項等への対応。

（７）「実行委員会」による認定

- （ア） 応募されたイベントについては、「実行委員会」が「日本秋祭 in 香港」イベントとして認定するか否か決定し、個別に通知します。
- （イ） 実行委員会は、以下の団体により構成されます。

- 在香港日本国総領事館
- 香港日本人商工会議所
- 香港日本人倶楽部
- 香港和僑会
- 香港日本文化協会
- 香港留日学友会
- 香港日本語教育研究会
- 日本貿易振興機構（JETRO）香港事務所

- 日本政府観光局（J N T O）香港事務所
- 香港日本食品と料理業協会
- 香港日本料理店協会

（ウ） 認定結果の通知詳細は、下記 4.（4）を参照ください。

（エ） 認定を行わなかった場合、その理由は開示しません。

（8）イベントのキャンセル

やむを得ない事情により、認定通知後のイベントがキャンセルになった場合は、速やかに 5. のお問い合わせ窓口までご連絡下さい。

（9）個人情報の取扱について

イベント募集の際に提供いただいた個人情報については、総領事館において、個人情報に関する法令及びその他の規範を遵守し、適切に管理します。（いただいた個人情報は、応募者の方との連絡のために利用させていただくほか、「日本秋祭 in 香港」に関する総領事館のサービスを提供するために必要な範囲内で利用いたします。）

3. 認定イベントの特典

「日本秋祭 in 香港」イベントとして認定されたものについては、以下のことが可能になります。

（1）公式ロゴマークの使用許可

「日本秋祭 in 香港」の公式ロゴマークをイベントにおいて使用できます。

なお、公式ロゴマーク以外の日本秋祭実行委員会構成・参加団体のロゴマークについては、各団体より個別の許可を得ない限り使用できません。

（2）特設ウェブサイトへのイベント情報の掲載

「日本秋祭 in 香港」特設ウェブサイト（和文、英文、中文）において、イベントの概要情報を掲載します。更に、在香港日本国総領事館の Facebook ページにおいても情報を掲載します。

（3）イベントへの「実行委員会」代表の出席、挨拶等

イベント実施主体の希望に応じ、イベントへの「実行委員会」代表の出席、挨拶等に積極的に対応します。ただし、日時等の関係によりご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承下さい。

（4）その他の協力事項

その他、イベントの実施に当たり、総領事館が可能な範囲で側面的な協力を検討させていただく用意がありますので、上記以外の具体的なご希望については個別にご相談下さい。

※ なお、総領事館では、イベントの内容に直接関わる制作の協力はできませんのであらかじめご了承ください。

4. 申込の詳細

(1) 申込方法

別紙の[応募フォーム](#)に記入し、下記5. の総領事館の E-mail アドレス宛にご送信下さい。(E-mail の件名には、『日本秋祭 in 香港－魅力再発見－』イベント応募」である旨ご明記下さい。)

総領事館にて応募フォームの受理後、受付完了の旨連絡いたします。(しばらく経っても連絡がない場合は、お手数ですがお問合せ下さい。)

(2) 第一次募集締切

2025年8月29日(金)

(3) 最終募集締切

2025年11月21日(金)

(募集締切を過ぎた後に、イベントの認定をご希望の方は、下記5. のお問合せ窓口まで個別にお問合せ下さい。)

(4) 認定の通知

応募フォーム受付完了のご連絡から2週間程度を目途に、総領事館からイベント実施主体に対して個別に通知を行います。また、併せて、「日本秋祭 in 香港」特設ホームページ上で公表します。

5. 「日本秋祭 in 香港」へのお問合せ窓口

在香港日本国総領事館

住所：47/F、 One Exchange Square、 8 Connaught Place、 Central、 HONG KONG

代表電話番号：+852-2522-1184

E-mail：autumnfes@hn.mofa.go.jp (応募フォーム送信用)

(了)